

入札参加要領		
入札参加資格	<p>①公告日から落札決定までの期間に、世田谷区の契約に係る入札参加停止処分を受けていない者であること。</p> <p>②世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。</p>	
参加申込	様式	様式「入札参加表明書」
	申込方法	申込先にメールにて入札参加の意思表示をしてください。
	申込期日	令和6年2月5日（月）午後5時00分まで
入札	様式	様式「入札書」、「入札内訳書」 ※入札内訳書の書式は任意
	入札日時	令和6年2月8日（木）午後2時00分
	入札方法	<p>①封筒に入れ封印を押してください。</p> <p>②入札価格は総額を消費税（消費税及び地方消費税）込みで記載してください。</p> <p>③入札金額内訳が分かる入札内訳書（任意書式）を入札書に添付してください。</p>
	入札 投函場所	<p>社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 本部ビル</p> <p>〒154-0017 東京都世田谷区世田谷 1-23-2 3階A会議室</p>
	その他	<p>①1回目の入札で、予定価格以下の入札価格がない時は、最低価格の入札書を投函した応募者と交渉させていただきます。その結果不調になった場合、再入札とします。</p> <p>②予定価格と同額または下回る最低価格の入札書が複数の場合は、くじ引きを行います。</p>
質疑応答	質問方法	「お問い合わせ先」にお問い合わせください。
	質問期日	令和6年2月5日（月）午後5時00分まで
申込先・ 入札に関する 問合せ先	<p>社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 経営企画課経営企画係 根岸</p> <p>電話：03-5450-8595（平日9:00～17:00）E-mail：h_negishi@setagayaj.or.jp</p>	
仕様に関する 問合せ先	<p>①特別養護老人ホーム芦花ホーム 管理係 鈴木 電話：03-5317-1094（平日9:00～17:00）E-mail：s_suzuki@setagayaj.or.jp</p> <p>②特別養護老人ホーム上北沢ホーム 管理係 本間 電話：03-3306-5155（平日9:00～17:00）E-mail：t_homma@setagayaj.or.jp</p>	

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
理事長 様

入札参加表明書

入札参加要領に記載の入札参加資格を満たしているため、下記入札に参加します。

入札件名	
入札日時	
会社名	印
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

入札書

1. 件名

寝具設備賃貸借契約（芦花ホーム、上北沢ホーム：3年契約）

2. 金額（消費税込み）

億	千	百	十	万	千	百	十	円

入札参加要領に記載の参加資格を満たしているため、
上記の金額をもって請負いたします。

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 理事長 様

(入札者) 所在地

(住所)

社名

代表者

氏名

仕 様 書

1. 契約対象

(1) 契約名称

寝具設備賃貸借契約（芦花ホーム、上北沢ホーム）

(2) 履行場所

①特別養護老人ホーム芦花ホーム（世田谷区粕谷 2-23-1）

②特別養護老人ホーム上北沢ホーム（世田谷区上北沢 1-28-17）

(3) 契約期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

2. 契約内容

(1) 別記「寝具仕様明細」による寝具(以下「寝具類」という)の貸与

(2) 寝具類の洗濯、補修、仕立て直し、数量管理

3. 実施回数

(1) 寝具類のうち、掛布団は貸主の負担で年一回、洗濯・補修・仕立て直しを行い、一回を超えたものについては実費を別に定め、これを借主が支払う。

(2) ベッドパッド・枕は洗濯・補修を行う都度これについて実費を別に定め、これを借主が支払う。

(3) タオルケットについては、週に一回貸主の負担において洗濯を行い、衛生的かつ清潔な寝具を供給する。

(4) 実施時間については介護現場の活動に合わせ定期的、統一的に実施する。また、数量管理については特に季節の入れ替え時に不足が出ないように留意する。

4. 注意事項

(1) 貸主は寝具類の洗濯、補修設備等について借主及び関係官庁の指導を受け、又は検査に応ずるものとする。

(2) 貸主は当該契約業務にあたり、従業員として心身ともに健康な職員に従事させること。

(3) 寝具類の使用場所は借主の施設内とし、当該施設までの往復に要する運搬費は貸主が負担する。

(4) 寝具類に血痕、膿、分泌物、糞尿等が付着し、汚染された場合は借主において下洗いを行い、貸主に引き渡すものとする。

(5) 貸主は平成5年2月15日付指第14号厚生省健康政策局指導課長通知に定める衛生基準に従い寝具類を適正に処理しなければならない。

5. 負担区分

(1) 貸主の負担

- ①業務に必要な機械、用具、材料、消耗品。
- ②業務中に生じた事故の責任のすべて、およびこれに要する一切の経費。
- ③業務中に貸主が故意もしくは重大な過失によって、施設（建物・工作物・備品・什器類）に損害を与えた場合に、原状回復に必要な一切の経費。

(2) 借主の負担

業務に必要な光熱水費。

6. 支払方法

履行内容の検査終了後、納品書を受領し、請求に基づき指定口座へ支払う。
振込手数料は貸主負担とする。

7. その他

- (1) 業務の実施にあたっては、施設の運営に支障をきたさないように必要な事前の調整を行うこと。
- (2) 請負契約に関する特記事項を遵守すること。

寝具仕様明細（1組分）

上北沢ホーム

品名	構成	貸与数量	仕様	規格
掛布団	1	138枚	中綿クオロフィル 抗菌防臭	150×200
タオルケット	1	210枚	綿 100%	140×190
ベッドパッド	1	138枚	表生地 65/35 中綿ポリ 100%	105×210
枕	1	138枚	ストローパイプ入 1.1Kg	35×50

※ 寝具設備賃貸借単価(1日1組)、寝具の補修・洗濯・仕立て直し実費(1点に付)、紛失等の弁償額(1点に付)の費用は契約時に締結するものとする。

芦花ホーム

品名	構成	貸与数量	仕様	規格
掛布団	1	145枚	中綿クオロフィル 抗菌防臭 1.3Kg	150×200
夏用掛布団	1	145枚	中綿クオロフィル 抗菌防臭 0.5Kg	150×200
タオルケット	1	220枚	綿 100%	140×190
ベッドパッド	1	145枚	中綿ポリエステル 1.2Kg	105×210
枕	1	145個	ストローパイプ入 1.1Kg	35×50

※ 寝具設備賃貸借単価(1日1組)、寝具の補修・洗濯・仕立て直し実費(1点に付)、紛失等の弁償額(1点に付)の費用は契約時に締結するものとする。

※夏用掛布団は 6/1～10/31 の間掛布団に代わり納品すること。

※臨時洗濯回数について

1 施設当たり年間 250セット洗濯とする（直近実績）。

請負契約に関する特記事項

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を甲、受託者を乙とし、以下事項を定める。

(秘密保持義務)

1. 乙は、この契約の履行により直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
また、契約期間満了後も同様とする。

(再委託の禁止)

2. 乙は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。
ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある時は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。
また、再受託者にも、この契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

3. 乙は、個人情報を甲の指示する目的外に使用してはならない。
また、第三者に提供してはならない。

(返還)

4. 乙は、契約を終了したとき、また甲が個人情報の提供を請求したときは、その保有する個人情報を直ちに甲に返還しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

5. 乙は、個人情報の全部、または一部を甲の許可なく複写し、または複製してはならない。
甲の許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却または裁断等により利用できないよう処分しなければならない。

(授受及び保管)

6. 乙は、個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもってあたり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(立ち入り検査及び調査)

7. 甲は、個人情報の管理状況について、随時立ち入り検査または調査をし、乙に対して必要な報告を求め、または請負業務の処理に関して指示を与えることが出来る。

(事故の報告)

8. 乙は、事故が生じた時は、直ちに甲に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(反社会的勢力の排除)

9. 甲、乙は次の各号の事項を確約する。
 - ① 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

③ 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

10. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。この場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項④の確約に反する行為をした場合

(契約解除)

11. 甲又は乙は不測の事態等により契約履行が困難となった場合には、3か月前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

この場合、甲は乙に対し、履行完了分までの費用を支払うものとし、解除により生じる損害について一切の賠償を負わない。